平成２１年（フ）第１８８０号
東京都北区志茂１丁目16番13号
破産者　有限会社ケインズ
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０１号
東京都足立区神明２丁目８番16号
破産者　株式会社三和紙工
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７６号
さいたま市北区土呂町１丁目24番地の15
破産者　株式会社日本国土開発コンサルタント
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８５９号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3040番地
破産者　いわなか株式会社
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８３３号
東京都北区志茂２丁目21番６号
破産者　株式会社大勝建設
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８３５号
東京都北区志茂２丁目21番１号　野島ビル102
破産者　特定非営利活動法人日本マニフェスト住宅建築家協会
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８３６号
東京都北区赤羽南２丁目14―４
破産者　樋口　義征
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８１０号
東京都新宿区新宿７丁目27―４―703
破産者　新堂　　実
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５７８号
東京都練馬区関町北２丁目33―10―803
破産者　宮川　博行
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９０８号
東京都杉並区天沼２丁目13―８
破産者　前川　　徹
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２２号
東京都あきる野市草花2978番地
破産者　関口建設有限会社
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９２３号
東京都あきる野市草花2979番地１
破産者　関口　博昭
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７３号
東京都羽村市五ノ神４丁目６番地６
破産者　株式会社門脇ホールディングス
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７４号
東京都羽村市小作台３丁目21番地３エスポワール小作201
破産者　門脇　　功
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９１号
東京都日野市程久保８丁目38番地の３ハイムハーベスト101
破産者　上羽　紀生
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２０号
東京都八王子市中野上町４丁目40番29号グリーン井上102号
破産者　早川　浩一
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２１号
東京都八王子市中野上町４丁目40番29号グリーン井上102号
破産者　早川美奈子
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１８５号
神奈川県大和市下鶴間1598番の１
破産者　有限会社プリマベーラ
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１２３号
大阪市西成区南津守６丁目１番85号
破産者　株式会社大建
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２２号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番11号
破産者　株式会社浩宝
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８号
大阪市中央区南船場１―18―24　長堀橋アーバンライフ府文紙ビル10階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場１丁目３番５号
破産者　株式会社サンショー
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１号
大阪府枚方市堂山３丁目１番７号
破産者　三栄こと亡向井三千代相続財産
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部